

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 25 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条、第 3 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条関係）			
組 織		職 員		組 織		職 員	
[略]				[略]			
知 事 の 事 務 部 局	本 庁	部 局 等	部長 総合政策室長 技監 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃 棄物不法投棄緊急特別対策 室長 医師確保対策室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総 務事務センター所長 担当 課長（部、室又は課内の人 事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。） 秘書担当課長 法務私学担 当課長 人財給与担当課長 予算担当課長 管財課の管 理担当課長 職員福祉担当 課長 主任主査及び主査 （部及び局の主管室課等に おいて人事、給与又は服務 に関する事務を担当する者 に限る。） 総合政策室の主 任主査及び主査（政策調査 に関する事務又は秘書の事 務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査 （法務に関する事務を担当 する者に限る。） 人事課の 人財給与又は組織改革に関 する事務を担当する主任主 査及び主査並びに人事又は	知 事 の 事 務 部 局	本 庁	部 局 等	部長 総合政策室長 技監 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃 棄物不法投棄緊急特別対策 室長 医師確保対策室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総 務事務センター所長 担当 課長（部、室又は課内の人事、 給与又は服務に関する事務 を総括する者に限る。） 秘 書担当課長 法務私学担当 課長 人財給与担当課長 予算担当課長 管財課の管 理担当課長 職員福祉担当 課長 主任主査及び主査（部 及び局の主管室課等におい て人事、給与又は服務に関す る事務を担当する者に限 る。） 総合政策室の主任主 査及び主査（政策調査に関す る事務又は秘書の事務を担 当する者に限る。） <u>経営評 価課の主任主査及び主査（行 財政構造改革に関する事務 を担当する者に限る。）</u> 総 務室の主任主査及び主査（法 務に関する事務を担当する 者に限る。） 人事課の人財

		<p>給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長</p>			<p>給与又は組織改革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長</p>
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。